医療法人中川会飛鳥病院経営強化対策委員会要綱

令和元年1月8日制定施行 令和5年11月1日全部改正施行

医療法人中川会飛鳥病院における経営強化対策委員会に関する要綱(令和元年1月8日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、医療法人中川会飛鳥病院の運営及び組織に関する規則(令和5年 11月1日施行。以下「運営規則」という。)第8条の規定に基づき設置する会議体に関 し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、運営規則第2条に規定するもののほか、部門 及び部署並びに職員の職については、運営規則において使用する用語の例による。 (設置)
- 第3条 理事長は、病院の経営体質の強化及び実効性の高い運営を図ることを目的として、病院の収益体質の強化(以下「収益体質強化」という。)及び入院患者の集患(入院患者の質及び量を増やすことをいう。以下「集患」という。)に取り組むため、経営強化対策委員会を設置する。

(委員会の所管事項)

- 第4条 前条の経営強化対策委員会(以下「委員会」という。)の所管事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 収益体質強化及び集患のための施策、方策等の立案に関すること。
 - (2) 収益体質強化及び集患のための施策、方策等の進捗管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、病院の経営体質の強化及び実効性の高い運営を図ることに関すること。

(委員)

- 第5条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 常務理事
 - (2) 次に掲げる病院の職員
 - ア 病院長及び副院長
 - イ 事務長及び事務次長
 - ウ 看護部長
 - エ 診療補助部に属する部署の長
 - オ 事務部に属する部署の長
 - カ 事務部総務課に属する係数担当者
 - (3) 次に掲げる法人の職員
 - ア 事務局長
 - イ 事務局次長
 - (4) 前2号に掲げる者のほか、理事長が指名する職員
- 2 前項第2号アからオまでに掲げる職員の職(病院長及び事務次長を除く。)及び第3 号ア及びイに掲げる職員の職にある者が置かれていない場合にあっては、運営規則第 13条第1項及び第24条第4項の規定に基づき事務取扱又は代理をする者を委員とす

る。

(委員長等)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 前項の委員長(以下「委員長」という。)は、常務理事をもって充てるものとし、同項の副委員長(以下「副委員長」という。)は、病院長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、原則として、少なく とも毎月1回開催するものとする。
- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 前項の場合において、出席できない委員に代わって委員でない職員が出席すること を委員長が認めた場合は、当該職員を委員とみなすものとする。
- 6 委員長は、会議が終了した場合には、速やかに、当該会議の議事の経過その他必要な事項に関する会議録を作成するものとする。この場合において、当該会議録について、直ちに理事長に回付しなければならない。
- 7 委員長は、必要に応じ、前項の会議録(これに類するものを含む。)を委員及び委員 以外の職員に回覧するものとする。

(資料の提出その他の協力)

第8条 委員長は、その職務を遂行するため必要があると認める場合には、関係の機関、団体等又は関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(対策チーム)

- 第9条 委員長は、第4条に規定する所管事項(以下「所管事項」という。)の円滑な 実施及び推進のため、次に掲げる対策チームを設置する。
 - (1) 収益体質強化対策チーム
 - (2) 入院患者増加対策チーム
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める対策チーム

(対策チームのメンバー)

- 第10条 前条の対策チーム(以下「対策チーム」という。)のメンバー(以下「メンバー」という。)は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 収益体質強化対策チームにあっては、原則として委員全員とする。
 - (2) 入院患者増加対策チームにあっては、委員のうち、次に掲げるとおりとする。 ア 常務理事
 - イ 病院の副院長、事務長、看護部長、事務部医療相談室長及び事務部総務課に 属する係数担当者

ウ 法人の事務局長及び事務局次長

(3) 前条第3号の対策チームにあっては、委員及び委員以外の職員のうちから、委員長が定めるものとする。

(チームリーダー)

第11条 対策チームに、責任者としてチームリーダーを置く。

- 2 前項のチームリーダー(以下「チームリーダー」という。)は、次に定めるとおり とする。
 - (1) 収益体質強化対策チームにあっては、常務理事とする。
 - (2) 入院患者増加対策チームにあっては、常務理事とする。
 - (3) 第9条第3号の対策チームにあっては、当該対策チームのメンバーのうちから 委員長が指名する。

(チーム会議)

- 第12条 対策チームの会議(以下「チーム会議」という。)は、必要に応じ、随時開催するものとする。ただし、できる限り毎月1回開催するものとする。
- 2 チーム会議は、チームリーダーが招集する。
- 3 チーム会議の議長は、チームリーダーとする。
- 4 チーム会議は、メンバーの過半数が出席しなければ開催することができない。
- 5 前項の場合において、出席できないメンバーに代わってメンバーでない職員が出席 することをチームリーダーが認めた場合は、当該職員をメンバーとみなすものとする。
- 6 チームリーダーは、チーム会議が終了した場合には、速やかに、当該チーム会議の 議事の経過その他必要な事項に関する会議録を作成するものとする。この場合におい て、当該会議録について、直ちに理事長(第9条第3号の対策チームにあっては、委 員長及び理事長)に回付しなければならない。
- 7 チームリーダーは、必要に応じ、前項の会議録(これに類するものを含む。)をメン バー及びメンバー以外の職員に回覧するものとする。

(監査)

- 第13条 理事長は、所管事項の実施状況等の監査を実施し、及び所管事項に係る助言を求めるため、監査委員を置くものとする。
- 2 前項の監査委員(以下「監査委員」という。)は、法人の顧問税理士をもって充て る。
- 3 第1項の監査及び助言は、必要に応じ、理事長が監査委員に依頼するものとする。 (秘密の保持)
- 第14条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、法人の事務局において処理する。 (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び対策チームの運営に関し必要な事項は、理事長の承認を得て、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年1月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。